

「こども大綱」及び「市町村こども計画」について

令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、国は、こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」を定めることとされた。また、市町村は、「こども大綱」等を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされた。

なお、「市町村こども計画」は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとするなどが期待されている。

こども基本法（抜粋）

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4～7 （略）

（都道府県こども計画等）

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3・4 （略）

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

こども大綱（抜粋）

（3）自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

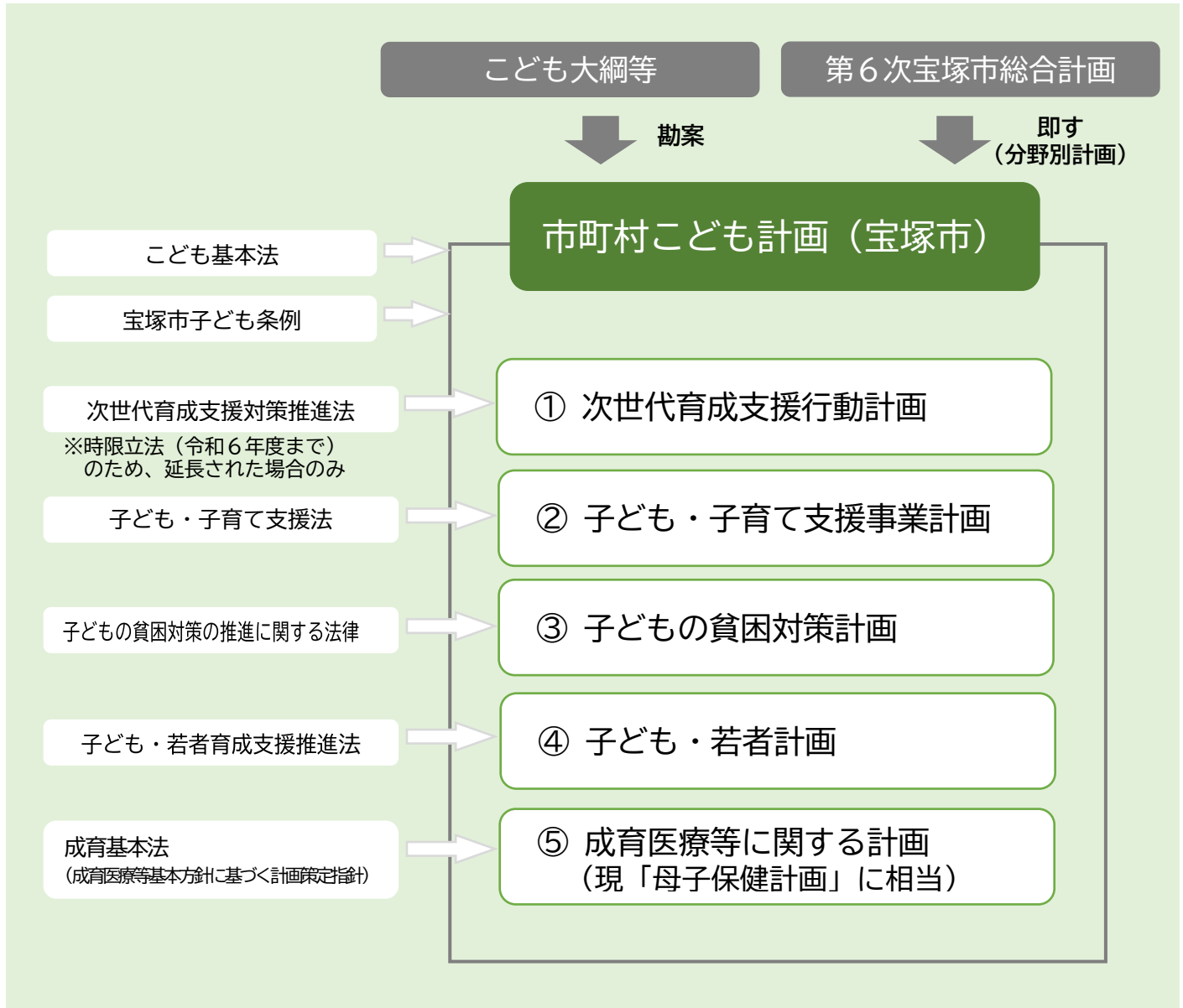
（自治体こども計画の策定促進）

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとするなどが期待されている。

宝塚市の次期計画イメージ

宝塚市における次期計画は、こども基本法に基づく「こども計画」及び宝塚市子ども条例に基づく「行動計画」※¹として、各法等に基づく以下5つの計画を包含させた計画として策定する。

策定にあたっては、こども大綱等を勘案するとともに、第6次宝塚市総合計画※²に即して策定する。



※1 宝塚市子ども条例（抜粋）

（計画の推進）

第16条 市長は、子どもの育成に関する施策を総合的に、かつ、計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2～4 （略）

※2 第6次宝塚市総合計画は、宝塚市が定める計画の最上位に位置し、各分野別計画は、総合計画に即して策定することとしています。